

新田原本田地区 都市計画の変更の概要について

・新田原本田地区

本庄新都心地区は、平成15年3月に地区全体の約154haについて市街化区域編入及び土地区画整理事業施行区域が都市計画決定されました。その後施行者である「地域振興整備公団」が「UR都市機構」に再編されたことに伴い、事業の施行区域が約65haに縮小され、「本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業」がUR都市機構により施行され、平成26年3月に換地処分を迎え、事業完了となりました。

事業が未施行となっている3地区のうちの1つである新田原本田地区(約28ha)については、土地区画整理事業以外の手法によるまちづくりの検討を始め、地権者向けのアンケートによる意向調査や地区の一部について土地区画整理事業の可能性の検討を行いました。高い減歩率が予想されること、アンケート結果において土地区画整理を望まない意見が多数あったことから、従来の土地区画整理事業で整備を行うことは難しいとの結論に達しました。

そのため、埼玉県が策定した「長期未着手土地区画整理事業に係る市街地整備指針」に基づいた「新田原本田地区地域整備計画」を策定し、土地区画整理事業に替わる新たな手法として、新田原本田地区を本庄新都心土地区画整理事業区域から除外し、新たに用途地域の変更、地区計画の決定、防火地域及び準防火地域の指定を行います。

